

第15編 水道編	3
第1章 水道工事	3
第1節 適用	3
1-1-1 適用工種.....	3
1-1-2 適用規定.....	3
第2節 適用すべき諸基準	3
第3節 施工一般	3
1-3-1 腕章の着用.....	3
1-3-2 地元町内会等との交渉.....	3
1-3-3 地下埋設物件等の調査等.....	3
1-3-4 試験掘.....	4
1-3-5 交通安全管理.....	4
第4節 材料の品質規格	4
1-4-1 適合規格.....	4
1-4-2 材料の品質.....	4
1-4-3 鉄蓋及び下柵.....	4
1-4-4 給水切替の構造及び材質.....	5
第5節 管路土工（開削）	5
1-5-1 作業土工（床掘り・埋戻し）.....	5
1-5-2 日々の復旧.....	5
第6節 仮設工	6
1-6-1 排水.....	6
1-6-2 土留工.....	6
第7節 管布設工	6
1-7-1 一般事項.....	6
1-7-2 配管技術者.....	7
1-7-3 管明示テープ.....	7
1-7-4 ロケーティングワイヤーの設置.....	7
1-7-5 管外面腐食等の防止.....	9
1-7-6 管明示シート.....	9
1-7-7 既設管の撤去.....	9
第8節 鋳鉄管布設工	9
1-8-1 配管作業者の配置.....	9
1-8-2 鋳鉄管の布設.....	11
第9節 水道配水用ポリエチレン管	11
1-9-1 配管作業者の配置.....	11
1-9-2 水道配水用ポリエチレン管の布設.....	11
第10節 弁類設置工	11
1-10-1 一般事項.....	11

1-10-2	バルブの設置	12
1-10-3	消火栓の設置	12
第11節	給水切替工	12
1-11-1	一般事項	12
1-11-2	給水管の分岐位置	13
1-11-3	サドル付分水栓による取り出し	13
1-11-4	ポリエチレン管の配管	13
1-11-5	伸縮止水栓等による排水	13
1-11-6	分岐位置等の記録	13
1-11-7	管明示シート	13
1-11-8	管明示テープ	14
第12節	断水・通水工	14
1-12-1	仕切弁等の開閉作業	14
1-12-2	断水予定日（時間）の周知	14
1-12-3	断水通知等の提出	14
1-12-4	流入の防止	14
1-12-5	仕切弁等の状況確認	14
第13節	水圧試験	14
1-13-1	一般事項	14
1-13-2	管路水圧試験	14
1-13-3	合格判定基準	15
第14節	竣工図等	15
1-14-1	一般事項	15
1-14-2	作成方法	15

第15編 水道編

第1章 水道工事

第1節 適用

1-1-1 適用工種

本章は、水道工事における管布設工、弁類設置工、給水切替工その他これらに類する工種について適用する。

1-1-2 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

また、次の基準類が改定された場合は、適用する基準類について監督員の確認を受けなければならない。

(社) 日本水道協会「水道施設設計指針2012」(平成24年度版)

(社) 日本水道協会「水道施設耐震工法指針・解説2022」(令和4年度版)

(社) 日本水道協会「水道工事標準仕様書2010」(平成22年度版)

静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込みに係る申請手続き(令和5年4月)

静岡市道路工事に伴う路面復旧基準(令和3年4月)

第3節 施工一般

1-3-1 腕章の着用

受注者は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者など現場に従事する責任者に、発注者の貸与する腕章を常に着用させなければならない。

1-3-2 地元町内会等との交渉

受注者は、工事を円滑に進めるため、第1編1-1-39官公庁等への手続等の規定に加え、契約後速やかに、地元町内会等へ工事の説明を行わなければならない。

1-3-3 地下埋設物件等の調査等

受注者は、第1編1-1-47河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件の規定を確

実に実施するとともに、地下埋設物件等の調査にあたっては全ての工事において実施しなければならない。

1-3-4 試験掘

1. 試験掘の実施

受注者は、試験掘を実施する場合は、作業方法、作業手順、場所及び箇所数等を監督員と協議しなければならない。また、地下埋設物に破損や損害が発生させないように実施し、その結果を報告しなければならない。

2. チェックリストの作成

静岡市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-29-19に定められた報告について、地下埋設物に関するチェックリストにより報告を行うこと。

1-3-5 交通安全管理

受注者は、交通安全管理について、第1編 1-1-36交通安全管理の規定に加え、所轄警察署に道路使用許可申請書を提出し、許可を得なければならない。

第4節 材料の品質規格

1-4-1 適合規格

工事に使用する材料（水道関係資材に限る。）は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、次に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料については除く。

日本産業規格	(JIS)
日本水道協会規格	(JWWA)
日本ダクタイル鉄管協会規格	(JDPA)
塩化ビニル管・継手協会規格	(AS)
日本水道鋼管協会規格	(WSP)
配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格	(PTC)

1-4-2 材料の品質

受注者は、品質を証明する資料を工事材料（水道関係資材に限る。）を使用するまでに監督員に提出し、確認を受け、監督員の検査を受けなければならない。

また、材料承諾一覧提出時においては、品質規格項目に、設計図書に記載された管種、耐震管種別、設計水圧、フランジ種別、バルブ開閉向き等の記載を行うこと。

なお、日本水道協会規格（JWWA）、日本ダクタイル鉄管協会（JDPA）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC）のもので、各規格の表示・印字等がされている材料・製品等については、写真等確認資料の提示に替えることができる。（規格準拠品は除く。）

1-4-3 鉄蓋及び下柵

弁類設置工（仕切弁・消火栓等）に使用する鉄蓋及び下柵は、「静岡市水道用円形鉄蓋

仕様書」及び「静岡市水道用レジンコンクリート製ボックス仕様書」に規定されたものとする。

1-4-4 給水切替の構造及び材質

給水切替工に使用する給水装置の構造及び材質は、次に示す基準に適合したものでなければならない。

水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）第6条

静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込みに係る申請手続き（令和5年4月）

第5節 管路土工（開削）

1-5-1 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 一般事項

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。なお、受注者は、床掘りに当たっては、あらかじめ保安設備、土留、排水、覆工、残土処理その他必要な準備を整え、着手しなければならない。また、地下埋設物に破損や損害が発生させないように実施すること。

2. 支障物の除去

受注者は、床付面に岩石、コンクリート塊等の支障物が出た場合は、床付面より10cm以上取り除き、砂又は良質土に置きかえなければならない。

3. 締固めの実施

受注者は、埋戻し1層の仕上り厚を路床部20cm以下、路体部30cm以下となるよう十分に締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないように埋め戻さなければならない。なお、管等埋設物の周辺とその上端10cmまでは、保護等を考慮し、突き棒や電動式振動締め固め機械等を併用して締め固めなければならない。

1-5-2 日々の復旧

1. 即日復旧

受注者は、公衆に供する道路及びその他一般の人が立ち入る箇所においては、即日復旧を原則とし、掘り置きは監督員の承諾が得られない限り行わないこと。

2. 仮復旧

- (1) 受注者は、仮舗装により復旧した箇所の路面状態について特に注意を払い、常に良好な路面を保たなければならない。
- (2) 仮復旧方法は、設計図書によるほか、「静岡市道路工事に伴う路面復旧基準」による。なお、設計図書に路盤先行による仮復旧が指定されている場合は、事前に復旧方法について監督員に確認をとらなければならない。

第6節 仮設工

1-6-1 排水

1. 一般事項

工事区域に湧水等がある場合は、現場に適した設備及び方法により排水すること。なお、排水に当たっては、必ず沈砂槽等を設置し、土砂等を沈降させた後に最寄りの水路、河川、海、下水施設等へ排水しなければならない。なお排水にあたって、法令等の定めにより届出または許可が必要な場合は事前に行うこと。

2. 堆砂等の処置

除砂不十分のため、排水先の流れを阻害等させた場合は、受注者の責において、その浚渫を行わなければならない。

1-6-2 土留工

1. 一般事項

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱及び設計図書に基づき、掘削深さが1.5mを超える場合には、土留工を施工しなければならない。なお、掘削深さが1.5m以内であっても、土質が著しく不良であり地山崩壊の危険が大きいと判断される場合においてはこの限りでない。

(2) 受注者は、土留材について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造上欠陥のないものを使用しなければならない。

(3) 受注者は、土留めの設置後は、設置状況の点検及び記録を行わなければならない。

2. 矢板工

(1) 受注者は、掘削の進捗に合わせ矢板を垂直に建て込むものとし、矢板先端を掘削底面より20cm以上挿し込まなければならない。

(2) 受注者は、矢板と地山の間隙が発生した場合は、砂詰め等により裏込めを行わなければならない。

(3) 受注者は、矢板を、原則として埋戻しの進捗に合わせ段階的に引き抜かななければならない。

(4) 受注者は、矢板の引抜後は、地盤沈下などが起こらないよう空洞を砂等で充填しなければならない。

第7節 管布設工

1-7-1 一般事項

1. 配管計画

受注者は、設計図書、測量及び試験掘結果等に基づき、配管計画を立てて監督員と現地打合せを行い、能率的かつ確実に管を布設しなければならない。

2. 配管計画の変更

受注者は、測量及び試験掘結果等により設計図書に示す埋設位置が確保できないときは、事前に監督員と協議しなければならない。

1-7-2 配管技術者

1. 配管技術者の配置

配管技術者（配管作業及び継手接合を管理する者）は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領等の知識を有し、熟練した者（職業能力開発促進法による配管1級又は、2級技能検定などに合格した者）を配置させなければならない。

なお、本工事に配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）が当該資格を有している場合は、兼任することができる。

また、管布設工を下請負により施工する場合は、当該下請負人が配置する技術者が資格等を有している場合は、その者をもって充てることことができる。

2. 配管技術者の役割

配管技術者は、主任技術者等を補佐し、自己が有する配管に関する知識・技術をもって配管工作物の品質確保に寄与するほか、鑄鉄管布設工等の施工時において、当該工事の現場に従事し、鑄鉄管布設工等の施工に関する現場、出来形、品質等の管理について主任技術者等と連携して業務に当たらなければならない。

3. 配管技術者通知書の提出

受注者は、資格等を証明する書類を添付した配管技術者通知書を監督員に提出しなければならない。

また、配置した配管技術者を変更する場合は、必要な書類を添付した変更配管技術者通知書を提出しなければならない。

1-7-3 管明示テープ

受注者は、管天端に布設年（西暦）入りの管明示テープを貼り付けなければならない。また、送水管については「送水管」、導水管については「導水管」と表示された管明示テープを合わせて貼り付けなければならない。なお、別途監督員が指示する場合は、その指示による。

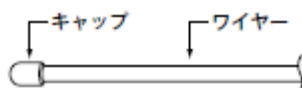
1-7-4 ロケーティングワイヤーの設置

管の布設に際しては、ロケーティングワイヤー（以下「ワイヤー」という。）を設置しなければならない。

ワイヤーの施工方法はメーカーの推奨する施工方法を遵守すること。また、下記の点に注意し施工を行うこと。

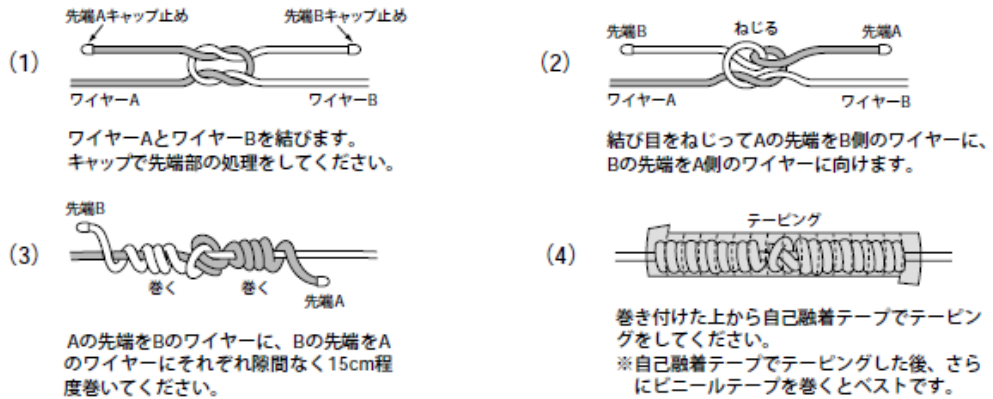
① ワイヤー先端部の処理

ワイヤーの先端部は水分が入ると錆が生じ、内部に進行するので必ず指定のキャップで先端部の処理をする。



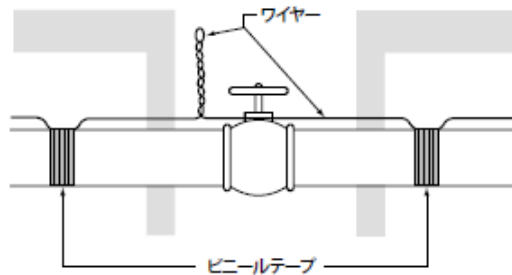
② ワイヤーの接続

ワイヤーの接続は下記の手順に従い行うこと。



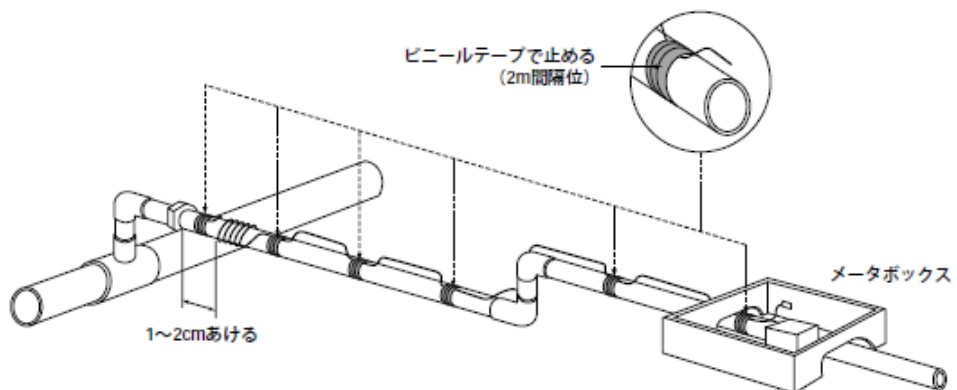
③ 管内の施工

仕切弁筐や消火栓筐などの筐部はワイヤーを切断せず、ねじって下図のように折り返して輪をつくり、地上から手が届く位置まで立ち上げる。(直接法で探査する際に使用) その際、弁操作の際にワイヤーが絡まないよう弁棒キャップと離れた位置でねじること。

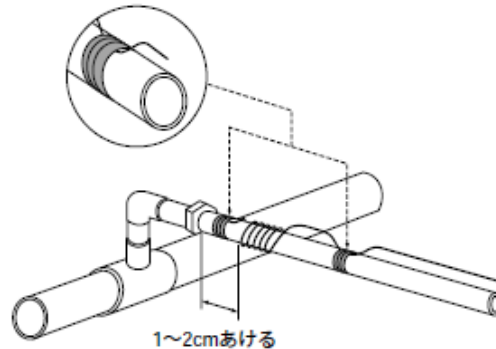


④ 給水管への施工

給水管天端部に少々緩みを持たせてワイヤーを配線する。このとき、緩みを持たせすぎないように適当な間隔(2m程度)をビニールテープで固定すること。



分岐部分はワイヤー先端処理後、分水栓金具より1cmから2cm離してワイヤーを給水管に5～6回巻きつけ、ビニールテープで固定する。



1-7-5 管外面腐食等の防止

1. 水道用ダクタイトル鉄管用ポリエチレンスリーブ

受注者は、JWWA K158の規定及びJWWA K158付属書1～2に適合した品質のスリーブ類（ポリエチレンスリーブ、固定用ゴムバンド、固定用締め具）を用い、水道用ダクタイトル鉄管などの地下に埋設する管類の外表面防食を図らなければならない。なお、ポリエチレンスリーブの被覆は、日本ダクタイトル鉄管協会発行の「ダクタイトル鉄管用ポリエチレンスリーブ 施工要領書」に基づき施工しなければならない。

2. 水道配水用ポリエチレン管用溶剤浸透防止スリーブ

受注者は、水道配水用ポリエチレン管を地下に埋設する場合は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格PTC K20に適合した品質のスリーブを用いて、管への有機溶剤浸透防止を図らなければならない。

1-7-6 管明示シート

受注者は、管明示シートを管頂から30cmの位置に次に示す口径ごとに必要枚数を埋設しなければならない。なお、別途監督員が指示する場合は、その指示による。

呼び径200以下	シート幅150mm（2倍折り）×1列
呼び径300～500	シート幅150mm（2倍折り）×2列
呼び径600～	シート幅150mm（2倍折り）×3列

1-7-7 既設管の撤去

水道工事に伴い、更新される既設管は、道路構造物や他の地下埋設物が支障となり撤去できない場合を除き原則撤去しなければならない。処分の方法は、監督員の指示による。

第8節 鋳鉄管布設工

1-8-1 配管作業者の配置

1. 配管作業者

ダクタイトル鋳鉄管の配管作業（継手・据付・切断・切管加工）を行う者は、職業能力

開発促進法の規定による配管 1 級又は、2 級技能検定などに合格した者とし、かつ NS 形継手においては表－1、GX 継手については表－2 に示すいずれかの講習会等の修了者又は登録の者でなければならない。

表－1 NS形継手ダクティル鉄管の配管作業者

口径	静岡市上下水道局主催	JWWA 主催	JDPA 主催
φ 75 mm ～ φ 250 mm	ダクティル鉄管小口径 φ 250 mm 以下 NS 継手技術 講習会の修了者	配水管技能者耐震登録の 者又は、配水管工技能講習 会 I 修了者	①平成 23 年 6 月 1 日以前に実 施した NS 継手接合研修会 小口径（φ 75 mm～φ 250 mm） 中口径（φ 300 mm～φ 450 mm） 大口径（φ 500 mm～φ 1000 mm） のうち、該当する口径区分の修 了者
φ 300 mm 以上	—	配水管工技能講習会大口 径管修了者	②平成 23 年 6 月 1 日以降に実 施した継手接合研修会 耐震管（φ 450 mm 以下） 耐震管（φ 500 mm 以上） のうち、該当する口径区分の修 了者
全口径	職業能力開発促進法の規定による配管 1 級又は、2 級技能検定などに合格したもの		

表－2 GX形継手ダクティル鉄管の配管作業者

口径	静岡市上下水道局主催	JWWA 主催	JDPA 主催
φ 75 mm ～ φ 250 mm	ダクティル鉄管小口径 φ 250 mm 以下 GX 継手技術 講習会の修了者	①平成 26 年 4 月 1 日以降 に実施した配水管工技能 講習会 I 修了者	平成 23 年 6 月 1 日以降に実施 した継手接合研修会（耐震管 φ 450 mm 以下）の修了者
φ 300 mm 以上	—	②平成 26 年 4 月 1 日以前 に実施した配水管工技能 講習会 I 修了者又は、配水 管技能者耐震登録した者 のうち、平成 27 年 12 月 1 日以降に実施した更新時 の耐震継手実技講習会を 受講した者	
全口径	職業能力開発促進法の規定による配管 1 級又は、2 級技能検定などに合格したもの		

2. 資格証等の提示

配管作業者は、監督員及び安全パトロール実施職員が、資格証等の提示を求めた場合は、これに従わなければならない。

1-8-2 鋳鉄管の布設

1. 鋳鉄管の布設

鋳鉄管の布設に当たっては、日本ダクタイル鉄管協会発行の「ダクタイル鉄管協会技術資料」及び「接合要領書」によらなければならない。

2. 継手チェックシート

- (1) 継手チェックシートは、配管技術者又は配管作業者が接合作業の都度速やかに作成し、配管技術者及び主任技術者が確認、押印または署名しなければならない。
- (2) 継手チェックシートは、完成時に原本を提出しなければならない。なお、完成前に監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

第9節 水道配水用ポリエチレン管

1-9-1 配管作業者の配置

1. 配管作業者

水道配水用ポリエチレン管の配管作業（切断・接合・布設）を行う者は、職業能力開発促進法の規定による配管1級又は、2級技能検定などに合格した者とし、かつ配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催（旧団体「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」又は「配水用ポリエチレン管協会」を含む。）の施工講習会の受講修了者でなければならない。

2. 資格証等の提示

配管作業者は、監督員及び安全パトロール実施職員が、資格証等の提示を求めた場合は、これに従わなければならない。

1-9-2 水道配水用ポリエチレン管の布設

1. 水道配水用ポリエチレン管の布設

水道配水用ポリエチレン管の布設に当たっては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル」によらなければならない。

2. 継手チェックシート

- (1) 接合チェックシートは、配管技術者又は配管作業者が接合作業の都度速やかに作成し、配管技術者及び主任技術者が確認、押印または署名しなければならない。
- (2) 接合チェックシートは、完成時に原本を提出しなければならない。なお、完成前に監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

第10節 弁類設置工

1-10-1 一般事項

1. 設置場所の協議

受注者は、維持管理、操作等に支障のないよう周囲の道路、家屋及び埋設物等を考

慮し監督員と協議して定めなければならない。

2. 弁類の設置

受注者は、弁類の設置に当たっては、正確に芯出しを行い、堅固に据え付けなければならない。なお、据付け後の埋戻し及び弁筐の設置時にバルブの上部をシート等で覆うなど汚損しないようにしなければならない。

3. 鉄蓋類の取付け

受注者は、鉄蓋を路面と段差又は高低差のないようにしなければならない。

4. 弁筐の据付け

受注者は、弁筐を沈下、傾斜及び開閉軸に対して偏心が生じないように据え付けなければならない。

1-10-2 バルブの設置

1. バルブの据付け

受注者は、開閉軸の位置を考慮して方向を定め、バルブ（遮断用バルブ、制御用バルブ）を鉛直又は水平に据え付けなければならない。

2. 地表面との間隔

受注者は、バルブ操作キャップ天端と地表面との間隔が大きく、又は地下水位によりバルブ操作キャップ天端が視認できない等により、操作に支障が生じる恐れがある場合は、継ぎ足し軸の設置について監督員に確認しなければならない。

なお、継ぎ足し軸を使用した場合は、原則、振れ止め金具を設置すること。

3. 明示板の取付け

受注者は、弁筐内の見やすいところに製作メーカー、設置年度、口径、回転方向、回転数、操作トルク等を表示した明示板を取り付けなければならない。

1-10-3 消火栓の設置

1. 消火栓の取付け高さ

受注者は、消火栓の取付けに当たっては、消火栓放水口天端から地表面との間隔が150mmから300mmまでとなるように高さを調整しなければならない。

2. 消火栓の取付け位置

受注者は、消火栓放水口と鉄蓋のヒンジ位置が重ならないように設置しなければならない。

第11節 給水切替工

1-11-1 一般事項

給水切替工の施工は、「静岡市水道事業給水条例」（平成15年4月1日）第5条の規定に基づき、静岡市上下水道局指定給水装置工事業業者が施工すること。なお、施工にあたっては「静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込に係る申請手続き」により行わなければならない。

1-11-2 給水管の分岐位置

受注者は、給水管の分岐を配水管等の直管部からとし、他の給水管の分岐位置及び配水管等の継手端部から30cm以上離さなければならない。

1-11-3 サドル付分水栓による取り出し

1. サドル付分水栓の設置

受注者は、サドル付分水栓設の設置に当たっては、設置箇所の管外面を十分に清掃し、配水管の管頂部にその中心がくるようにしなければならない。なお、鋼管に設置する場合は、サドル付分水栓のバンド幅だけ被覆を剥がし取り、防食テープを巻き、ガスケット部分を丸く切り抜くこと。

2. 管のせん孔

受注者は、取り出しの口径、配水管及び給水管の種類に応じたドリル、カッター及びせん孔機を使用しなければならない。また、せん孔に当たっては、切粉等が配水管内に入らないように、ドレン管を取り付け、排水しながら行うなど、確実に切粉等を管外に排除しなければならない。

3. 締め付けトルク

締め付けボルト及びナットを全体に均一になるように、表-3に示す締め付けトルクでトルクレンチを用いて締め付けること。

表-3 水道用サドル付分水栓締め付けトルク

ボルト寸法	管 種			
	DIP	VP	SP	HPPE
M16	60N・m	40N・m	60N・m	40N・m
M20	75N・m	50N・m	75N・m	—

1-11-4 ポリエチレン管の配管

受注者は、サドル付分水栓から止水栓（第一止水栓）までは、出来るだけ蛇行配管をして弛みを持たせなければならない。

1-11-5 伸縮止水栓等による排水

通水後、漏水の有無を確認し、伸縮止水栓等で排水すること。

1-11-6 分岐位置等の記録

受注者は、給水切替台帳を正確に作成するため、サドル分水栓及び給水管の設置作業後速やかに、位置を正確に計測し、記録しなければならない。

1-11-7 管明示シート

受注者は、管明示シートを管頂から30cmの位置に埋設しなければならない。なお、別

途監督員が指示する場合は、その指示による。

1-11-8 管明示テープ

受注者は、管天端に布設年（西暦）入りの管明示テープを貼り付けなければならない。
なお、別途監督員が指示する場合は、その指示による。

第12節 断水・通水工

1-12-1 仕切弁等の開閉作業

受注者は、仕切弁・消火栓等の開閉作業に当たって監督員と協議しなければならない。

1-12-2 断水予定日（時間）の周知

断水作業に当たっては、監督員と十分協議し、関係地域住民にチラシ等により、断水予定日（時間）を周知徹底しなければならない。

1-12-3 断水通知等の提出

断水通知及びバルブ操作届は、施工予定日の前日午前10時までに監督員に提出するものとする。

1-12-4 流入の防止

仕切弁・消火栓等の開閉作業に当たっては、各戸へ赤水等の流入を防止しなければならない。

1-12-5 仕切弁等の状況確認

受注者は、断水作業等が終了したら、仕切弁・消火栓等の状況が着手前と同じであることを確認し、監督員に報告するものとする。ただし、監督員から指示のあった場合、監督員の指示によるものとする。

第13節 水圧試験

1-13-1 一般事項

管布設後には、水圧試験を行うものとする。ただし、長期計画による水道工事などで、管布設後通水できない等の理由で監督員が認めた場合は、当該工事期間中の水圧試験を省略することができる。

1-13-2 管路水圧試験

1. 管路水圧試験

配管終了後、継手の水密性を確認するため、原則として管内に充水し、管路水圧試験を行うこと。

2. 使用器具

管路水圧試験には上水を使用しなければならない。また、タンク、ポンプその他水圧試験に使用する資機材は、使用に先立ち清掃を行い清潔な状態で使用しなければな

らない。

3. テストバンド

管径900mm程度以上の鋳鉄管継手は、原則として監督員立会いの上、継手ごとに内面からテストバンドで水圧試験を行うこと。

1-13-3 合格判定基準

水圧試験の合格判定基準は、表-4により行う。

表-4

試験方法	試験水圧 (MPa)		水圧保持時間 (分)	合格判定基準	
管路水圧試験	本管	D I P	0.75	10	管路に異常なく、急激な圧力降下がないこと
		H P P E	配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル」による。		
	給水管	1.0	1	管路に異常なく、急激な圧力降下がないこと。	
水圧テストバンド	0.5		5	水圧保持時間を経過後、0.4MPa以上の水圧保持がなされていること。	

注) 静水圧が試験水圧を上回る場合は、判定基準について監督員と協議すること。

第14節 竣工図等

1-14-1 一般事項

受注者は、竣工図、給水切替台帳図及び給水管実態調査表を作成し、第1編1-1-22に規定する完成届出書と併せて提出しなければならない。

1-14-2 作成方法

竣工図は、図面作成要領（静岡市上下水道局発行）に基づき作成するものとする。